

在外選挙人証申請のご案内

★ご不明な点は、お気軽に当館領事班までお問い合わせ下さい★

○在広州日本国総領事館○

(市外局番020) - 8334-3009 (代表) 領事班

(市外局番020) - 8501-5005 (代表) 領事班

メールアドレス ryoji@ko.mofa.go.jp

ホームページ : <http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/> (了)

在外選挙人証申請について

第1. 在外選挙人登録とは

日本国内の最終住所地で転出届（住民登録の抹消届）を出された有権者の方で、当館の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上滞在予定の方は、在外選挙人名簿登録申請をして「在外選挙人証」を取得して、日本の国政選挙・国民投票に投票することができます。

第2. 登録要件

番号	登録にあたって必要な要件
1	年齢満18歳以上の日本国民であること。
2	日本国内の最終住所地で転出届を提出（住民登録の抹消）していること。
3	現地に引き続き3ヶ月以上居住していること。 ※申請時に3ヶ月以上居住している必要はありませんが、3ヶ月以内に申請頂いた場合は、3ヶ月経過するまで、当館にて資料をお預かりします。

第3. 用意すべき書類について

番号	名称	説明	要否
1	申請書 (DL可能)	<input type="checkbox"/> 当日お渡しできます。 <input type="checkbox"/> 左のリンクからダウンロード頂けます。申請者本人が来場できない場合は、記入し提出者にお渡し下さい。 申請者の署名が必要です。	必要 ※ 申請者本人が来場しない場合は、事前に申請書に、 自筆で署名を行う必要 があります。ダウンロードしてご利用ください。
2	申請者本人の有効な旅券		必要
3	(3ヶ月以上) 当館管轄地域に居住していることを証明する資料	<input type="checkbox"/> (3ヶ月以上前に) 在留届を提出していること <input type="checkbox"/> 住居の賃貸借契約書 <input type="checkbox"/> 臨時宿泊登記票 <input type="checkbox"/> 居留許可証（旅券に貼付されているもの） <input type="checkbox"/> 労働許可証 ※ 上記書類でいつから居住しているか分かる書面1点	必要 ※ 3ヶ月以上居住していることの立証ができない場合は、立証できる時から3ヶ月経過するまで当館で申請書類をお預かりします。 ※ 一切資料が無い方は、当日在留届を提出頂き、申請後3ヶ月間お待ち頂くこととなります。 ※ 在留届の提出はインターネット上でも可能です (ORRネット)。
4	申請者と提出者が同居の親族であることを証明する資料	<input type="checkbox"/> 申請者と提出者が同居親族として在留届に記載があること (事前に在留届を提出下さい)	次の場合のみ必要 <input type="checkbox"/> 申請人に代わって同居の親族が申請書を提出する場合
5	申請者が同居の親族に提出を依頼したことが分かる書類 (DL可能)	<input type="checkbox"/> 左のリンクからダウンロード頂けます。申請者本人が来場できない場合は、記入の上、申請者にお渡し下さい。	次の場合のみ必要 <input type="checkbox"/> 申請人に代わって同居の親族が申請書を提出する場合 ※ 申請者本人が来場しない場合、 事前に署名が必要 です。
6	提出者の旅券	<input type="checkbox"/> 提出者の旅券	次の場合のみ必要 <input type="checkbox"/> 申請人に代わって同居の親族が申請書を提出する場合

在外選挙人証申請について

第4. よくある質問

質問	答え
手元に在外選挙人証が届くまでどれくらいかかるか。	申請してから、【 在外公館 → 外務省 → 地方選挙管理委員会 → 外務省 → 在外公館 → 申請人 】との流れになりますので、1ヶ月半～2ヶ月程度かかります。 選挙直前の申請では間に合わないこともあります。早めの登録をお願いいたします。
別の管轄地域から移動した（もしくは管轄地域内で住所が変わった）。在外選挙人証の記載事項を変更する必要があるか。	投票を郵便投票で行うには、変更する必要がありますが、在外公館の投票所で投票するには変更しなくても可能です（但し変更が望ましい）。投票方法の違いは 外務省のウェブサイト をご確認ください。
在外選挙人証を申請した後、受け取る時は、総領事館まで行く必要があるか。	郵送での交付も行っております。しかし、郵送の場合は紛失する可能性もありますのでご注意ください。郵送を希望される場合は申請時にお知らせ下さい。
在外選挙人証をなくしてしまった。どうすれば良いか。	在外選挙人証をなくしてしまった場合は、再発行手続きを行う必要があります。